令和2年度 (2020年度)

大阪狭山市財政健全化審查意見書 大阪狭山市経営健全化審查意見書

大阪狭山市監查委員

大 狭 監 第 2 0 2 8 号 令和 3 年(2021年) 8 月 2 3 日

大阪狭山市長 古川 照人 様

大阪狭山市監査委員 北 井 末 廣 同 松 尾 巧

令和2年度(2020年度)大阪狭山市財政健全化 審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、審査に付された令和2年度(2020年度)大阪狭山市における健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出する。

目 次

第1	審査の対象	•••••	• • • • • • •	• • • • • •	• • • • • •	• • • • •	• • • • • • • • •	1
第2	審査の期間	•••••	• • • • • • •	• • • • • • •	••••••	•••••	•••••	1
第3	審査の概要	•••••	• • • • • • •	• • • • • • •	•••••	•••••	•••••	1
第4	審査の結果	•••••	• • • • • • •	• • • • • • •	•••••	• • • • •	•••••	1
	実質赤字	比 率	•••••	•••••	• • • • • • •	• • • • •	• • • • • • • •	2
	連結実質赤雪	字比率	•••••	•••••	• • • • • • •	• • • • •	• • • • • • • •	3
	実質公債費	比率	•••••	•••••	• • • • • • •	• • • • •	• • • • • • • •	4
	将来負担	比 率		• • • • • • •				5

令和2年度(2020年度) 大阪狭山市財政健全化審査意見

第1 審査の対象

令和2年度(2020年度)大阪狭山市健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した 書類

第2 審査の期間

令和3年(2021年)8月18日から令和3年(2021年)8月23日まで

第3 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていたものと認められる。

(単位:%)

健全化判断比率	令和2年度	令和元年度	早期健全化基準	備 考
①実質赤字比率	_	—	13.02	実質赤字比率なし
②連結実質赤字比率			18.02	連結実質赤字比率なし
③実質公債費比率	2.2	1.9	25.0	
④将来負担比率	_	_	350.0	将来負担比率なし

(2) 個別意見

- ① 実質赤字比率について
 - 令和2年度の実質赤字比率は該当数値がなく、良好な状態にあると認められる。
- ② 連結実質赤字比率について
 - 令和2年度の連結実質赤字比率は該当数値がなく、良好な状態にあると認められる。
- ③ 実質公債費比率について
 - 令和2年度の実質公債費比率は前年度から0.3ポイント増の2.2%であるが、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っており良好な状態にあると認められる。
- ④ 将来負担比率について
 - 令和2年度の将来負担比率は該当数値がなく、良好な状態にあると認められる。

実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等(一般会計及び土地取得特別会計をいう。以下同じ。)を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率であり、次の算式により表される指標である。

実質赤字比率 = 一般会計等の実質赤字額(<u>※</u>)標準財政規模

- (※) 実質赤字額=繰上充用額+(支払繰延額+事業繰越額)
 - ・繰上充用額=歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額
 - ・支払繰延額=実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額
 - ・事業繰越額=実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

本年度の実質赤字比率は、次表のとおりである。

(単位:千円・%)

会 計 名 等	実質収支額等
A 一般会計	160,704
B 一般会 計等に属す 土地取得特別会計 る特別会計	0
C 計 (A+B)	160,704
D 標準財政規模	12,272,691
実質赤字比率 (C/D)	△ 1.30

本年度の本市の一般会計等の実質収支額は1億6,070万4千円の黒字であり、実質赤字比率はマイナス1.30%となっている。実質収支額が黒字である場合、実質赤字比率は負の値で表示され、この場合は、この指標の対象とならない。

連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、全会計(財産区特別会計を除く。以下同じ。)を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率であり、次の算式により表される指標である。

- ・イ=一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- ・ロ=公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- ・ハ=一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- ・ニ=公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

本年度の連結実質赤字比率は、次表のとおりである。

(単位:千円・%)

名 等	実質収支額/資金不足・剰余額等
	160,704
特別会計	0
	160,704
保険特別会計	336,287
特別会計	147,358
者医療特別会計	39,086
水道事業会計	1,691,137
下水道事業会計	480,032
	2,854,604
	12,272,691
(/G)	△ 23.25
	特別会計 保険特別会計 特別会計 者医療特別会計 水道事業会計 下水道事業会計

本年度の本市の全会計を対象とした連結実質収支額(連結決算)は28億5,460万4千円の黒字であり、連結実質赤字比率はマイナス23.25%となっている。連結実質収支額が黒字である場合、連結実質赤字比率は負の値で表示され、この場合は、この指標の対象とならない。

実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する 比率であり、次の算式により表される指標である。なお、この比率の意味は一般財源に対する公債費、 公債費に準じた経費の割合(の3ヵ年平均)であり、基準財政需要額に算入される部分の効果を除いたも のであるので、それが大きいほど財政運営がひっ迫していることを意味する。

(地方債の元利償還金+準元利償還金)-

実質公債費比率 = (特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額) 標準財政規模ー の3ヵ年平均

(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

本年度の実質公債費比率は、次表のとおりである。

(単位:%)

		実質公債費比率	実質公債費比率
		(単年度)	(3ヵ年平均)
平成30年度		1.26372	
令和元年度		2.42170	2.2
令和2年度	(※1)	3.14643	

(※1)令和2年度の実質公債費比率(単年度)

(単位:千円・%)

	(1120114 707
A 元利償還金	1,772,370
B 準元利償還金	253,340
C 特定財源	315,035
D 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	1,367,553
E = (A+B) - (C+D)	343,122
F 標準財政規模	12,272,691
G=F-D	10,905,138
実質公債費比率(E/G)	3.14643

将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、 次の算式により表される指標である。

将来負担額一

将来負担比率 =

(充当可能基金額+特定財源見込額+地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)

標準財政規模-

(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

本年度の将来負担比率は、次表のとおりである。

(単位:千円・%)

	(1 == 1 1 7 7
A 将来負担額(※1)	22,087,913
B 充当可能財源等(※2)	22,895,907
C=A-B	△ 807,994
D 標準財政規模	12,272,691
E 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	1,367,553
F=D-E	10,905,138
将来負担比率 (C/F)	△ 7.4

(※1)将来負担額(上表Aの内訳)

(単位:千円)

地方債の	債務負担行為に	公営企業債等	組合負担等	退職手当	設立法人の負債額	連結実質	組合連結実質
現在高	基づく支出予定額	繰入見込額	見込額	負担見込額	等負担見込額	赤字額	赤字額負担見込額
17,215,133	0	2,354,853	179,106	2,338,821	0	0	0

(※2) 充用可能財源等(上表Bの内訳)

(単位:千円)

充当可能基金	充当可能		基準財政需要額
兀ヨり肥玄玄		うち都市計画税	算入見込額
4,698,291	2,313,474	2,313,474	15,884,142

本年度の本市の将来負担比率は負の値で表示され、この場合は、この指標の対象とならない。

大 狭 監 第 2 0 2 9 号 令和 3 年 (2021年) 8 月 2 3 日

大阪狭山市長 古 川 照 人 様

大阪狭山市監査委員 北 井 末 廣 同 松 尾 巧

令和2年度(2020年度)大阪狭山市経営健全化 審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、審査に付された令和2年度(2020年度)大阪狭山市における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出する。

目 次

第1	審査の対象		9
第2	審査の期間		9
第3	審査の概要		9
第4	審査の結果		9
	資金不足	比 率	10

令和2年度(2020年度) 大阪狭山市経営健全化審査意見

第1 審査の対象

令和2年度(2020年度)大阪狭山市水道事業会計及び大阪狭山市下水道事業会計における 資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和3年(2021年)8月18日から令和3年(2021年)8月23日まで

第3 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

(1)総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれ も適正に作成されていたものと認められる。

(単位:%)

資金不足比率	令和2年度	令和元年度	経営健全化基準	備考
①水道事業会計	—		20.0	資金不足比率なし
②下水道事業会計	_	_	20.0	資金不足比率なし

(2)個別意見

令和2年度の資金不足比率は、水道事業会計、下水道事業会計ともに資金の不足額がないため 該当数値がなく、良好な状態にあると認められる。

①水道事業会計について

流動負債に対する流動資産の割合である流動比率は、500.9%で、100%を上回っている。実質的な資金の不足額を把握するため、流動負債に令和2年度に償還する企業債の予定額を算入して計算した場合でも396.8%となり、資金の不足は認められない。

②下水道事業会計について

流動比率は、62.3%で、100%を下回り、短期の債務返済能力が低い結果となっており、前年度の54.6%と比較して改善しているものの、引き続き資金余力の蓄積に努め、効率的かつ健全な財政運営に取り組まれたい。

(3)是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

資金不足比率

資金不足比率は、公営企業の資金の不足額をその公営企業の事業の規模で除した数値であり、 法適用企業においては、次の算式により表される指標である。

(流動負債+建設改良費等以外の経費に充てた地方債の現在高-

流動資産) 一解消可能資金不足額

資金不足比率 = ——

営業収益の額ー受託工事収益の額

本年度の資金不足比率は、次表のとおりである。

(単位:千円・%)

	①水道事業会計	②下水道事業会計
A 流動負債 (※1)	296,994	94,861
B 建設改良費等以外の経費に充てた地方債の現在高	0	0
C 流動資産	1,988,131	574,893
D 解消可能資金不足額	0	0
E 資金の不足額 (A+B-C-D) (△は剰余額)	△ 1,691,137	△ 480,032
F営業収益の額	1,012,211	861,664
G 受託工事収益の額	0	0
H 事業の規模(F-G)	1,012,211	861,664
資金不足比率 (E/H)	_	_

(※1)控除企業債等を算入対象から除外した数値